

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事概要）

（開催要領）

日時 平成 26 年 4 月 28 日（月） 12:00～12:30

場所 永田町合同庁舎 7 階 特別会議室

出席

<有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<文京区>

佐藤 企画政策部長

井内 企画政策部政策研究担当課長

渋谷 企画政策部企画課主任主事

<東京都>

山本 東京都知事本局国家戦略特区推進部長

<事務局>

川本 内閣官房地域活性化統合事務局長

富屋 内閣官房地域活性化統合事務局長代理

藤原 内閣官房地域活性化統合事務局次長

松藤 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

（配付資料）

○自治体提出資料

○国家戦略特別区域を定める政令

○国家戦略特区の指定に当たっての留意点及び当面の進め方について

（国家戦略特別区域諮問会議有識者議員提出資料）

（議事概要）

○藤原次長 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様には連休中にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより「国家戦略特区ワーキンググループ」関係自治体に対するヒアリングということで、文京区へのヒアリングを行わせていただきます。

文京区からは、企画政策部長の佐藤様ほかにおいでいただいております。急な御連絡にもかかわらず、まことにありがとうございました。

八田座長よりお話が後ほどあると思えますけれども、戦略特区につきましては、成長戦略の中で位置づけをいただいておりますが、昨年秋の臨時国会で法律が成立いたしまして、1月から立ち上がった諮問会議での4回の審議を踏まえまして、先月の28日に安倍総理より、東京都、神奈川県、成田市の東京圏を含む6つの地域と、地域ごとの方針を示させていただいたところがございます。

その後、所要の手続を経まして、お手元に配付してございます。先週、これは金曜日に区域を定める政令ということで公式に制定させていただきましたが、東京都の指定範囲を文京区を含めました9区とさせていただいたところがございます。

他方、それに当たりまして、諮問会議の民間議員の方々全員が連名で、これは青い付箋のところがございますけれども、資料を提出されまして、その中に速やかに都全域を指定すべきという内容になっておるわけですが、4番目のポツがございます。「現在の9区を当面の指定範囲とするならば、各区から早急に、それぞれの政策テーマに想定される事業内容・規制改革事項等を聴取する必要がある」等々のくだりがございますが、ここの最後のほうに「9区に限定することの検討経緯や、本制度における規制改革事項との初期メニューとの関連付け」、このあたりがポイントになるというようなお話があると思えますけれども、ここにつきましてはヒアリングをさせていただくという次第になってございます。

今回の資料と議事内容は公開の扱いということでできればさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございますか。

○佐藤部長 後で出る際の確認は当然させていただくということですね。お願いいたします。

○藤原次長 もちろんでございます。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 本当に突然いらしていただきまして、ありがとうございました。私、座長の八田でございます。

今回の戦略特区には、これまでの総合特区と大きな違う点があります。総合特区は、地方活性化の目的で地元の手挙げ方式で提案があったものの中から選びました。それに対して、国家戦略特区というのは、国が主導で成長戦略の一環として選定するものです。ここが大きく違うところです。しかし、戦略特区でどういう改革をやるかを決めるに当たっては、かなり多くの有識者にいらしていただいて、各分野で必要な改革についてお話を伺ったうえで、自治体や事業者から、こういうことをやったらどうかというアイデアを募りました。そういうものの中から、国の立場からやるべきことを政府として決定していただき、それが昨年12月の特区法に盛り込まれた初期メニューということになりました。

特区の中で活用できる法律の適用除外などの初期メニューが明確になりましたので、それをやりたいという自治体に手を挙げていただき、そこから最終的には6地域が選ばれ

たという過程がございます。

基本方針で大都市圏では都道府県をベースに特区を選定するという事になっているのですが、都としては、9区でやりたいということでありまして、それで各区から初期メニューについてどういうことをやろうと考えていらっしゃるかと伺わなければならぬということになりました。

特区ができると区域会議というのができまして、その中でこれからの新しい規制改革項目の要望をどんどん入れていくことができますし、それをさらに諮問会議に上げて議論し、法律にしていくということも可能です。

しかし、上で申し上げたプロセスを経てできた初期メニュー項目は、直ちに活用可能です。文京区さんは、これらの項目のうち、どれをどのように活用していくことをお考えか、そのお話をまず伺わせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○佐藤部長 ありがとうございます。それでは、文京区でどんなことが考えられるかということですので、今日は資料として文京区の特性であるとか、こういった区であるということの説明させていただいた上で、その流れについてもお話をさせていただきます。

政策研究担当課長の井内から説明させていただきます。

○井内課長 それでは、お手元にお配りしております「国家戦略特区ヒアリング資料」をごらんいただきながら、簡潔に文京区の特性について御説明した後、先ほど座長からお話がありましたとおり、初期メニューの中でこういったことを考えているかというところを説明させていただきます。

まず1ページ目をごらんいただきまして、位置等は地図で御確認していただければと思っておりますけれども、2番でございますが、人口につきましても、平成26年度のところ、どんどんふえていっているという状況がございます。そんな急激にはふえておりませんが、だんだん人口のほうもふえていっているという特性になってございます。

2ページ目でございますが、文京区の産業といたしまして、区内は交通アクセスもよく、緑が多いですとか、居住と就労が職住接近しているという特徴もございます。また主要産業としては、歴史的には出版・印刷・製本関連、そういったところも御案内のとおりだと思いますが、従来から非常に活発にされております。また、東京大学の医学部等を初め、明治時代から医療機器の関連産業が集積をしております、そういったところが本区の特徴として挙げられる点かと思っております。

参考までに、文京区における産業別の割合、事業者数と従業員数というところがございますけれども、この製造業と情報通信業という太枠で囲ったところに、ここにまたがる形で印刷・製本業というのが入ってございます。そういったところ、それから教育学習支援というところについては、医療系の大学も多いのですけれども、ほかの大学も含め教育機関がたくさんあるというところがございます。最後に、医療、福祉というところで、御説明した医療系の中小企業等が集積しておるというような状況になってございます。

続きまして、4番でございますが、文京区の観光というところで、こちらは東京大学の

付近、本郷のあたり、昔から旅館とか下宿屋があつていろいろ修学旅行の受け入れ等もやっておりましたけれども、将来的に外国人の受け入れですとかオリンピックというところを念頭に置きますと、伝統的な日本文化を体験していただけるような旅館等があり、一方では、東京ドームのような大型のホテル等もあるというようなところが1つ特色となっております。

続きまして、3ページでございますが、先ほどの医療機関というところの具体的な資料になってございます。こちらは主な区の医療機関を掲載してございます。東京大学医学部附属病院を初め、順天堂ですとか、日本医科大学ですとか、そうそうたる大きな病院が区内に集中しておるといふような状況がございます。

6番でございますが、区内の大学と短期大学ということで、こちらは資料掲載のとおり、お茶の水女子大学ですとか、筑波大学は一部になってございますけれども、筑波大学とか、東京大学、東京医科歯科大学ということで、こちらについてもたくさんの大学機関が集中しているといふような状況になってございます。

また、参考として、一番最後に掲載させていただいておりますが、留学生の受け入れの実績というところで、24年5月のデータになっておりますけれども、東京大学は第3位ということで、約3,000人弱の留学生を受け入れておりますし、また、筑波大学も一部キャンパスがありまして、全員ではないですけれども、この中の一部、文京区に在席しているといふ状況になってございます。

以上のところが文京区の主な特性ということになってございます。

もう一冊、お手元にパンフレットをお配りしてございますが、こちらのほうはカラー版ということで文京区の概要等を掲載したものですので、お時間あるときに後でござらんいただければと思います。

この中で今日御参考にとおりましたのは、18ページになっておりますけれども、こちらが文京区の主な観光スポットということで、区内の歴史的な神社等、狭い範囲にこういったものがたくさんあるといふところで御参考になればと思ってお持ちしてございます。

資料は以上になりますけれども、これを踏まえて今後の文京区の取り組みについて御説明させていただきます。

まず、今、初期メニューとして東京都から、医療、創薬の拠点形成というところが提唱されておりますけれども、やはり我が区といたしましては、こういった大学病院や医療機器関連の産業と連携していきながら、何か特区の中でやっていけないかという事を考えております。

具体的なメニューといたしましては、高度専門医療機関の治験の共同実施における病床規制の適用除外というものについてどうかというのを今後検討していきたいと思っております。また、今回の初期メニューには直接入っていないということではございますが、医療機器メーカーも多数集積しておりますので、こういった医療機器メーカーも巻き込むような形で何か特区と絡めてやっていけないかということについては、今後検討していきたいと思

っております。

また、このほかの想定されるものといましては、医療ツーリズムの関係です。こちらは実は平成22年の総合特区のときに文京区から提案を一度させていただいたことがありまして、このときかなり細かく検討した経緯がございます。ただ、その際は提案は却下ということで、現実にはなっていないのですけれども、そういったところもまた今回何か使えるものがあればと考えております。

もう一点は、観光のところでございますけれども、短期滞在型の外国人の施設、そういった提供促進というのが東京都のメニューの中に入っております。こういったところでも先ほどの旅館業ですとか、そういったところをこれからオリンピックをにらんで、何かもう少し活性化できるような手法がないかというところは非常に注目しております。

他としましては、ベンチャー企業の創業支援というところも文京区においても非常に魅力があるところかなと考えてございまして、留学生ですとか、大学がたくさんあるということで、若い人材、学生のベンチャーですとか、そういったところもかなり盛んになってございまして、あとは知財活用といったところで大学連携等を踏まえて、何かそういったベンチャーの起業支援みたいところが今回できるかどうかというところも可能性としては考えられるところかと思っております。

また、大学もたくさんあるということで、高度な医療を研究する部門に対して、組み合わせとしてそういった場合容積率の緩和を行うとか、単独のメニューだけではなくて、東京都が提供しているメニューを組み合わせで何かおもしろいところができるかどうかというのは1つ注目しているところではございます。

本日、なかなか具体的に煮詰まったものがなくて、文京区に関しましては4月の段階で東京都からお話をいただいたところでございますけれども、そういった短い期間の中で初期メニューとして文京区で考えられるものということについて、中で検討した状況について今御説明したところでございます。

今後については、またワーキングの御意見、東京都や事業者のお話を聞きながら、どういったものがよいかということについて早急に検討していきたいと考えてございます。

説明は以上になります。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、原委員、何か御質問はありませんか。

○原委員 八田先生は御存じなのかもしれませんが、総合特区での提案をされて進んでいなかった案件というのは、具体的にはどんな話でございませうか。

○井内課長 医療ツーリズムというお話でして、平成22年のときに総合特区提案ということで、観光と医療とを連携させて、中国ですとかアジアの富裕層を文京区に呼び込んで、それで健診ですとか人間ドック、それを高度な医療機関で受け入れ、滞在期間は5日ぐらいで、その間、観光、東京ドームで野球観戦だとか、あと温泉施設とか、そういった形を

旅行業のほうにプランニング等をしていただくという形で、旅行業と観光と医療というのを組み合わせた形の提案をさせていただいております。

○原委員 進まなかったというのはどういう制約といたしますか、何かの規制があつてうまくいかなかったのですか。

○佐藤部長 私どもは出したのですけれども、結果としては通らなかったということです。

○八田座長 そのときの要望では、規制改革の提案は具体的にはどういうものだったのですか。

○佐藤部長 今回の戦略特区を見たときに、当時、私どもが提案したのと類する緩和が幾つも入っているなど思いましたのは、外国人医師による診療ですとか、外国人患者の受け入れ、そういったところは22年当時も、外国人医師による医療行為等の許可で医師法の部分、医療広告の規制緩和、新しい医療機器の承認等における優遇ということで薬事法ということをお願いはしておりました。

今回、医療機器については、薬事法でまた違う動きがありますので別かかもしれませんが、外国人医師による医療行為等の許可という点は非常にこれと類した部分があるなど思っております。

○原委員 外国人医師のところも今回の措置というのはまだ限定的な措置になっていますから、そこがどの程度、当時の御提案に沿ったものになっているのかどうか、もう一回確認したほうがいいかもしれません。広告の話なども御提案されていて、文京区さんが主体になって御提案されるのですか。

○佐藤部長 そうです。このときはボトムアップでしたので。東京都は恐らくこのときに、アジアヘッドクォーター特区を申請されているかと。

○井内課長 22年のときに、東京都はヘッドクォーター特区を申請しているのですけれども、文京区としてはこれを出している。

○佐藤部長 メディカルツーリズムを出しているということです。

○八田座長 総合特区には、アジアヘッドクォーター特区のような国際戦略特区というカテゴリーが1つあつて、別に観光特区やエネルギー特区のような個別のカテゴリーがあるのですね。メディカルの方はメディカル特区の委員たちが選ぶわけです。

○佐藤部長 医療と観光で出させていただきましたので。

○原委員 わかりました。今回の国家戦略特区は去年の秋から提案の募集とかをやっていて、これまでのいろいろな特区や規制改革のプロセスで進まなかったようなものというの、いわゆる岩盤規制と言われていたようなもの、ずっと言ってきたけれども、進まなかったというのがたくさんあるものですから、そういうのを突破していきましょうということなので、もし、これまで提案したのだけれども、阻まれてうまくいかなかったみたいなものがあれば、今のお話に限らず、あきらめずにチャレンジしていただけるといいのではないかなとは思っております。

○佐藤部長 医療機器の関連の薬事法については動きが出てきましたので、それは別途医療機器協会とも話し合いをしながら。法律が動くことでできることが広がる、また、今回特区の指定をいただいたことで、さらに組み合わせて医療機器業界でも何かできるのではないかとということでヒアリングには入りたいと思っています。

○原委員 これは別に文京区さんに対して何かというわけではないのですけれども、今回の国家戦略特区を使ってどういうプランニングをしていこうかという検討はこれからなされるということですか。

○佐藤部長 具体的にはこれからになります。業界に対してもそうですし、あと私どもの関連部署に対しても、今はいわゆる経済部門であったり、保健医療部門で話していますけれども、本来もう少し全庁的に広げていろんな提案を募るべきであろうと思っていますので、今日のヒアリングもきっかけに、また体制はとっていきたいと思っています。

○原委員 これからですから、一緒に考えましょうと。

○八田座長 神奈川県などは、大阪府そうですけれども、市からも結構提案があったのです。たしかに、神奈川県川崎市も横浜市も政令指定都市ですからみんな大きいところですが、東京都では区から御提案がなかったというのはどうしてなのでしょう。今のように入京区でもいろいろと活用する初期メニューがある以上、これはやるというようなご提案があっても良かったように思うのです。

○佐藤部長 ただ、メディカルツーリズムについては、一度提案をしてそれが×になっているというのがありますので。またここで同様の提案ということではさすがに私どもからは今回お示しはしておりません。外国人医師云々も、今回、自由診療に限ってということは、東京都からも説明を聞いておりますし、あの当時、私どもも自由診療のみで構わないという思いはありましたので。

○八田座長 病床規制のことですか。

○佐藤部長 病床規制ではありません。外国人医師による診療の部分です。その部分でメディカルツーリズム特区を一度出して×になっているということがありましたので、今回これに類した提案をすることまでは正直考えてはおりませんでした。

○原委員 多分、これは先週の金曜日から区の方々から幾つかお伺いしているのですけれども、今八田先生が聞かれているのは、なんで区から提案を出されなかったのですかということをお伺いするのは酷で、東京都さんがこれは総合特区の延長ですという説明を各区に対してなされていたのです。だからなかったということだと思います。

○八田座長 総合特区で否定されたから、今度は同じ延長線だから無理だろうというお考えですか。

○佐藤部長 そうです。

○八田座長 これはまるっきり別なものです。

○井内課長 その辺が私どもも総合特区のときにだめだったからだめなのかなというところで、理解が足りていなかったところではあるのです。

○原委員 私たちも一生懸命説明会とかやっていたつもりだったのですけれども、浸透が足りなかったということですね。

○八田座長 川崎とか横浜は余りそういう感覚がなくて、前に提案されたことでも何度でも提案して来られたというということなのです。特区の目的が違いますから。

本日は、文京区さんが、いろんなことで大変意欲がおありであることがよくわかりました。特にベンチャーの創業支援のメニューをできたら使いたいというようなことをおっしゃったのですが、それはどんなメニューか、あるいはそれ以外にもこれからベンチャー支援をやるに当たってどんなことを考えてらっしゃるか、教えていただきたいと思います。確かに本郷周辺には医療機器のメーカーはいっぱいありますから、そこで抱えている規制の障碍みたいなものがもし汲み上げられれば、大変有益な改革ができるのではないかと思うのです。

○井内課長 具体的なところは、本当にこれから詰めていくというところにはなってしまうのですけれども、やはり1つは、今いろんな大学でベンチャー企業の設立に向けた研究会ですとか、いろんなニーズの掘り起こしとかをやっているのです、そういった区内の大学とか研究機関と連絡会のようなものをつくって、そこでどういうところが今後事業化できるかというところを調査した上で、今後早急にそういった課題とか事業化に当たってのメニューというところをヒアリングして、何か魅力的なものができないかということを考えております。具体的にどの分野でどういったところと連携してみたいなところは、これからになってしまうところがございます。

○八田座長 福岡はすでにベンチャー企業が多いのですが、福岡市からは、次のような指摘がありました。「ベンチャー企業が創業し始めたときというのは、ずっと終身雇用で雇い続けますと約束することが非常に難しい。だから、ある期間を切って、きちんとした雇用契約ができるとベンチャー企業が立ち上がりやすくなり、雇用も増える。そういうことができる特区にしてほしい」この御要望に応えたのが今度の雇用ガイドラインですね。きちんと契約に明記して、そして従来判例に反しないようなことをそこでやっておけば、そのガイドラインに適用するというのを国の機関にチェックしてもらえらることになりました。

これなどはまさにベンチャー企業の育成に役に立つと思うのです。こういうものは活用なさる気持ちはおありですか。

○佐藤部長 その辺も含めて、なぜなかなかベンチャーが入れないのかというのは、理由があると考えておりますので、そういった規制が緩和できるのであれば考えていく必要はあると思います。ただ、何でもかんでも緩和ではなくて、一定の区としての枠にもはめながらにはなるかと思うのですが。東大も今日白台のほうに新しく国際宿舎をつくるということで、さらに留学生をふやす計画をしていますし、そういった意味では非常に意識の高い学生さん、留学生、文京区に対しては注目していると思いますから、この指定をきっかけに、そういった今御指摘いただいたようなことも含めて提案できればと思っております。

○八田座長 ほかにございませんか。非常に強い意欲をお持ちで、特区をうまく活用していただきたいと思います。どうもありがとうございました。